

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	和同会
代表者氏名	理事長 高橋 幹治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	山口県宇部市大字西岐波 229 番地の 3 (和同会 tel0836-51-6222)
法人設立年月日	昭和 39 年 6 月 24 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑
介護保険指定 事業所番号	3550680007
事業所所在地	防府市大字台道 1634 番地の 1
連絡先 相談担当者名	Tel 0835-28-3323 fax 0835-32-3220 訪問リハビリテーション事業所防府幸楽苑 管理者 松谷博之
事業所の通常の 事業の実施地域	防府市・山口市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護もしくは要支援の状態にあつて、かかりつけの医師が指定（介護予防）訪問リハビリテーションの必要認めた方に適切なサービスを提供いたします。
運営の方針	1. あなたの要介護もしくは要支援の状態等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できる様に支援します。 2. サービスの提供に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日。12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前 8 時半から午後 5 時 30 分とする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日。12月31日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前8時半から午後5時30分とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	松谷 博之
-----	-------

職	職務内容	人員数
医師	(予防介護) 訪問リハビリステーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。	1名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定(予防介護)訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 指定(予防介護)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定(予防介護)訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定(予防介護)訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。 6 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。	理学療法士1名 作業療法士1名 言語聴覚士0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定(予防介護)訪問リハビリテーション	要介護もしくは要支援の状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚士、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) (予防介護) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定(予防介護)訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険(1割負担)を適用する場合)について

区分		利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による居宅訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回 3,080円	1回 308円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による予防訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回 2,980円	1回 298円

加算		利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内	2,000円	200円	1日当たり
リハビリテーションマネジメント加算 事業所の医師が利用者または家族に対して利用者の同意を得た場合 ※介護予防算定なし		2,130円	213円	1月当たり
		2,700円	270円	1月当たり
サービス提供体制強化加算 I		60円	6円	1回当たり

※ ①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者(②に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、(予防介護)訪問リハビリテーションを行った場合は上記金額の90/100となります。

②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対し、(予防介護)訪問リハビリテーションを行った場合は上記金額の85/100となります。

- ※ 指定(予防介護)訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定(予防介護)訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき、利用料が500円利用者負担50円減額となります。(別の医療機関の医師が適切な研修の終了等をしていること等厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限る。)
- ※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に集中的(週に2回以上、1回当たり20分以上)に(予防介護)訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。週に12回まで行うことができる。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定(予防介護)訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定(予防介護)訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の(予防介護)訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	指定（予防介護）訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することができます。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされたい場合、キャンセル料は発生いたしません。事前にキャンセルのご連絡をいただく様にお願いいたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月 15 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	(北島 勇輝)
	イ 連絡先電話番号	(0835-28-3323)
	同ファクス番号	(0835-32-3220)
	ウ 受付日及び受付時間	(平日と 8:30~17:30)

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、（予防介護）訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(松谷 博之)
-------------	---------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（予防介護）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（予防介護）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動株式会社
保険名	介護老人保健施設総合保障制度
補償の概要	老人保健施設の総合保障

11 身分証携行義務

指定（予防介護）訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定（予防介護）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

（予防介護）訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

14 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定（予防介護）訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 指定（予防介護）訪問リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

※提供予定の指定

（予防介護）訪問リハビリテーションの内容と利用料、利用者負担額（介護保険負担割合）

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負 担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					円	円

(1) その他の費用

①交通費の有無	有 ・ 無
②キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 防府市大字台道 1634 番地の 1 訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑 管理者 松谷 博之 電話番号 0835 - 28-3323 ファックス番号 0835-32-3220 受付時間 平日 8:30~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 防府市 高齢福祉課	所在地 防府市寿町 7 番 1 号（1号館 1階） 電話番号 0835-25-2964 ファックス番号 0835-23-2976 受付時間 9:00~17:30（土日祝休み）
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 山口市朝田 1980 番地 7 電話番号 083-995-1010 受付時間 9:00~17:00

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	防府市大字台道 1 6 3 4 番地の 1
	法人名	医療法人 和同会
	代表者名	理事長 高橋 幹治
	事業所名	訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	